

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)のご案内

求職活動のための休暇を与えることで助成が受けられます

事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を支援するために、「再就職援助計画」に基づいて、当該労働者の再就職支援の措置を講じる事業主に対して助成されます。

労推法※第6条2項の規定により、事業の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が行う求職活動・再就職に対する援助を行うことは事業主の責務になります。

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)とは？

「再就職援助計画」または「求職活動支援基本計画書」の対象となる方に対する再就職支援の措置として、下記のいずれかを実施した場合、支援に要した費用等の一部を助成するものです。

- (1)再就職支援：再就職支援の職業紹介事業者への委託
- (2)休暇付与支援：求職活動のための休暇付与
- (3)職業訓練実施支援：再就職に資する職業訓練の委託

詳細は右記の
二次元コードから
ガイドブックを
ご確認ください。



このうち、(2)休暇付与支援 について、本リーフレットで紹介します。

助成額(対象労働者1人あたり)

休暇付与支援(上限180日分)

	中小企業事業主	中小企業事業主以外
休暇付与支援	休暇付与1日あたり 8,000円	休暇付与1日あたり 5,000円
早期再就職加算※	1人につき 10万円 ※支給対象者の離職の日の翌日から起算して1か月を経過する日までの間に、支給対象者の再就職を実現させた場合、対象者1人につき10万円を上乗せします。	

助成金の活用イメージ

月給25万円の労働者の例(中小企業の場合)

年次有給休暇とは別の求職活動を行うための休暇を10日付与し、離職日の翌日から1か月以内に再就職が実現した場合

労働者1人あたり…

助成金支給額: **18万円**

休暇付与 8,000円×10日	早期再就職加算 10万円	実質負担額: 7万円
---------------------------	------------------------	-------------------

従業員にとって、求職活動のための時間が確保できるとともに、事業主にとっても給与負担額が減る可能性があります

※助成を受けるためには、離職日の翌日から6か月以内(45歳以上の場合は9か月以内)に再就職が実現する必要があります。